令和６年８月２６日

大阪府教育委員会会議会議録

１　会議開催の日時

　　令和６年８月２６日（月）　　午後２時00分　開会

午後４時15分　閉会

２　会議の場所

委員会議室（府庁別館６階）

３　会議に出席した者

|  |  |
| --- | --- |
| 教育長 | 水　野　達　朗 |
| 委員 | 中　井　孝　典 |
| 委員 | 井　上　貴　弘 |
| 委員 | 岡　部　美　香 |
| 委員 | 竹　内　　　理 |
| 委員 | 森　口　久　子 |
| 教育監 | 大久保　宣　明 |
| 理事兼教育次長 | 東　口　勝　宏 |
| 教育センター所長 | 酒　井　　　智 |
| 教育総務企画課長 | 平　田　誠　和 |
| 教育振興室長 | 仲　谷　元　伸 |
| 高校改革課長 | 建　元　真　治 |
| 高等学校課長 | 林　田　照　男 |
| 支援教育課長 | 御手洗　英　樹 |
| 保健体育課長 | 木　原　哲　也 |
| 小中学校課長 | 芳　野　和　宏 |
| 地域教育振興課長 | 泉　谷　成　昭 |
| 教職員企画課長 | 倉　橋　秀　和 |
| 教職員人事課長 | 岸　野　行　男 |
| 施設財務課長 | 鳥　井　昭　宏 |
| 教育センター企画部長 | 山　田　智　一 |
| 教育センターカリキュラム開発部長 | 池　嶋　伸　晃 |

４　会議に付した案件等

◎議題１ 令和５年度教育行政に係る点検及び評価結果の報告について

◎議題２ 大阪府立学校条例及び府立高等学校再編整備計画に基づく令和６年度実施対象校（案）について

◎報告事項１　令和６年９月定例府議会提出予定の議案について

◎報告事項２　大阪府学校教育審議会の答申について

◎議題３ 府立高等学校における令和７年度使用教科用図書の採択について

◎議題４ 府立中学校における令和７年度使用教科用図書の採択について

◎議題５ 府立支援学校における令和７年度使用教科用図書の採択について

５　定足数確認

（事務局）

それでは、定刻になりましたので、8月の委員会会議を開催いたします。本日もYouTubeで配信を行っておりますので、ご発言の際はマイクを通してお願いいたします。それでは教育長、お願いいたします。

（教育長）

はい、開会にあたり定足数を確認します。事務局いかがでしょうか。

（事務局）

はい。本日は、井上委員・岡部委員・竹内委員はオンラインでのご出席いただいております。教育長および委員の計6名のうち6名が出席しておりますので、本会議は成立しております。

（教育長）

それでは定足数を満たしているため、ただいまから会議を開催いたします。

６　議事等の要旨

(1)会議録署名委員の指定

森口委員を指定した。

(2)７月22日の会議録について

全員異議なく承認した。

(3)議題の審議等

（教育長）

本日の議事進行ですが、議題3から議題5は、教科書の採択にかかる議題となっております。竹内委員は検定教科書の著作編集関係者にあたられるため、文部科学省の通知等を踏まえ、ご退席いただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

これに伴い、本日の議事進行は、議題1、2の審議の後に、報告事項1と2についてご意見をいただき、その後に教科書採択にかかる議題3から5の審議を行いますので、よろしくお願いします。

それでは議題1の審議に入ります。

◎議題１　令和５年度教育行政に係る点検及び評価結果の報告について

【議題の趣旨説明（教育総務企画課長）】

標記について、第２次大阪府教育振興基本計画（教育委員会の権限に属する事項のみ）の進捗状況に関する点検及び評価の結果並びに教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の結果の報告について、別紙のとおりとし、大阪府教育行政基本条例第６条第１項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第１項の規定により、教育行政に係る点検及び評価報告書を令和６年９月定例府議会に提出することを決定する。

【質疑応答】

（教育長）

ただいまの説明について、ご質問ご意見あわせてお伺いをします。挙手でお願いいたします。

いかがでしょうか。それでは、中井委員。

（中井委員）

資料１－４にある「到達目標」の達成状況についての評価で、上から2つめにある、「自らの将来像を描き、実現に向かって努力することができる」と回答した子どもたちの割合が、中学校では64.0％と、極端に低くなっています。小学生、中学生、高校生となるにしたがって、どのような仕事が向いているかが分かってくる時期であり、同時に、自身の興味関心が深まっていく時期だと思います。中学生の数字が低いことが気になります。なぜ低くなっているのかを十分に分析していただきたいですし、もし何か原因が分かっているならお知らせ願いたいと思います。

続けて、資料1－10にある基本方針4の31にある学校と地域が連携した取組みについて、具体的な内容をうかがえますか。例えば、学校の前の清掃活動を指すのか、さらに地域に関わった活動を指すのか、かなりレベルの差があると思います。教育委員会としては、どのあたりの活動を小・中学校に期待しているのですか。

例えば、学校に地域の方に来ていただいて学校のことを知ってもらったり、周辺の施設の方々を文化祭に招待したり、生徒が施設に行く等、色々なパターンがあると思うのですが、具体的なことを推奨されておるようでしたら、お聞かせ願いたいと思います。

次に、資料1－11にある基本方針の5の35です。教員採用選考テストの倍率が上がった件について、本当に喜ばしいことであるのですが、あまり教員に向いてない人が採用試験を受けている場合にも、倍率は上がります。言いにくい部分もあるかと思うのですが、志願者の学力や適性という観点で、ふさわしい志願者がたくさん集まっている状況なのか、今後の課題等、何かコメントいただけたらと思っています。

それから基本方針５の38、39についてです。38の府立高校全日制課程の教員の年間1人当たりの勤務時間が減っている点は、大変喜ばしいと思います。以前に比べたら進歩かと思いますが、さらに努力していただきたいと思います。39の年間時間外在校等時間360時間を超える教員数の減少についても同様です。これもかなり改善できていると思いますので、ありがとうございました。

次に、資料1－12にある基本方針の6に関して、施設の安全確認についてです。40の学校管理下における障がいや重度の負傷を伴う事故等の発生件数です。施設に起因する事故はなかったのですが、学校の施設では、思わぬところで事故が発生する場合があります。私が教員だったとき、プールの入口にある扉が重い鉄製の扉だったのですが、たまたま強い突風が吹いて、そこに女子生徒の手が挟まって指を大けがしたことがありました。まさかそんなところで事故が起こるなんて思いもしませんでした。私はそれ以降、学校の各所をよく見て回ったことを覚えているのですが、本当に危ないと思います。普通であれば大丈夫でも、ひょっとしたら事故につながるところがあるかもしれませんので、学校現場の方によく確認するようにご指示いただけたらと思います。これは要望です、よろしくお願いいたします。以上です。

（教育長）

はい、それでは中井委員からのご質問についてです。1つめが、到達目標の２つめにある「自らの将来像を描き、実現に向かって努力することができる」と回答した中学生の値が少し低いことについての質問、２つめが基本方針4にかかること、３つめが基本方針5の35にかかること、４つめが基本方針5の38と39にかかること、基本方針6についてはご要望ということですので、4点について担当課長いかがでしょうか。小中学校課長。

（小中学校課長）

到達目標の2つめについて、「自らの将来像を描き、実現に向かって努力することができる」と回答した中学生の割合が64％と低いのはなぜかというお話について、具体的な詳細な分析はできていませんが、全国的に見ても、同様の質問項目への回答は60数％程度です。大阪が全国並みであると言い訳をするつもりも全くありませんが、他の数値を見ますと、「地域や社会、世界に目を向け、より良くするために行動できる」と回答する子どもたちの数値が少しずつ上がってきているところがありまして、項目間で乖離があるというのは非常に気になっているところです。

このデータは全国学力・学習状況調査にある質問の中のデータでもありますので、中学3年生の4月ぐらいのデータです。中学生が進路を考える中で、ちょうど悩んでいる時期というところもあって、この結果になった可能性は考えられるところではあります。生徒にとって、日常の課題、社会課題等、色々なことを考える中で、自分がそれに対してどのようなことができるのだろうということ、自身の職業、今後の生活をつなげて考えることができていないところが、まだあるのかなと思います。子どもたちが社会課題について色々と考える機会はあるので、自分にはどのような取組みができるのか、どのように関わることができるのかというあたりを、キャリア教育等を通じながら、育んでいけたらよいと考えているところです。以上です。

（教育長）

他の項目はいかがでしょうか。基本方針5の35、38、39関連はいかがでしょうか。教職員人事課長。

（教職員人事課長）

教職員人事課、岸野です。基本方針５の35番についてご説明させていただきます。中井委員のご質問にあったように、倍率はあくまで成果指標として出しているのですが、やはり本来の目的は優秀な教員を確保することですので、そのために色々な学校に説明に行き、教員の働きがいや魅力についてＰＲに努めていかなければならないと考えているところです。

確かに、志願者のタイプ、学力というと、非常にお答えしにくいところはあるのですが、教員としての適性についてはしっかり面接等、選考過程で見極めてまいりたいと考えております。

（中井委員）

はい、ありがとうございました。最後言っていただいたことは、実はそこの答えを期待しておりました。不祥事を起こす先生方が、残念ながらいらっしゃいます。大阪府でもゼロにしたいと思いますので、特にしっかりと見極めをしていただいて、本当に信頼される学校を作り上げていただきたいので、どうぞよろしくお願いします。

（教育長）

はい、ありがとうございます。それでは井上委員お願いいたします。

（井上委員）

はい。2点ありまして、1点めは、資料１－５にある基本方針１、確かな学力の定着と学びの深化についてです。成果指標１の全国学力・学習状況調査における小・中学校の子どもたちの平均正答率について、小6国語が×、小6算数が△、中３国語が△、中3数学が×になっています。この指標は、この点検評価の目標の中でも最初に挙げられているところで、重要なところだと思います。

学校に人が期待するものには、様々なものがありますが、学力をしっかりつけてもらうことは、保護者側もそうですし、皆さんも期待されているところだと思います。もちろん、地域差のようなものもあるかと思いますが、これはやはり何か対策をしないと、ずっとこの状態が続いていくのではないかと思っています。以前から10年ぐらい、このような状況が続いていると思っています。また、この数値は全国平均に届いているかどうかという値になっていますが、この平均自体が国際的に比較した際に下がっているのであれば、相対的に言うと、学力がさらに下がっているということも考えられます。ここはもう少し、市町村教育委員会と連携してしっかり取り組むべきことであり、非常に憂慮すべき点と感じたところが１点です。

もう１つは、資料1－11にある基本方針５の38、府立高校の教員の年間の1人当たりの平均時間外在校等時間についてです。ここが一向に改善されていないと思っています。この原因について、さきほどのご説明の中で部活動を挙げておられましたが、根本的には、僕は管理の問題だと思っています。部活動に関わる先生方が、時間を超えて指導したり、関わったりしているということだろうと思うのですが、教員にルールをどう守ってもらうかということを、校長にしっかり管理してもらうことになっていると思います。やはり校長先生に管理をしっかりしてもらう仕組みを作らないといけないと思います。できていないということは、管理職として機能してないと判断していかなければならないと思います。教員にルールを守らせることができるよう、校長へのサポートも必要ということだと思います。教育委員会から言っている年間時間外在校等時間360時間を、管理者として校長が守れるような状況にしていくかということを、徹底していくべきと思っています。

民間企業であれば、従業員の残業時間が増えてくると、その従業員にそれ以上仕事をさせてはならないと、管理者が業務命令を行います。もちろん特例はありますが、一般論としては指導をします。指導しない管理者は、またその上の管理者から指導を受けるということがあり、それが評価に直結していくというぐらいのことを仕組みに入れていかないと、一向に改善しないのではないかと思っています。

時間外勤務が長時間に及ぶことで何が発生するかというと、現場の教員が疲弊していきます。校長も、何も状況を変えなくても評価が上がってきているので、この状況はずっと続いていくと思います。僕は、根本的な改善に向けて、仕組みを真剣に考えるべきではないかと思います。これは今いらっしゃる教員だけではなく、新規採用の学生にとって、教員になったら時間外勤務が多いということは、民間企業であればブラック企業と言われるようなことに該当すると思います。ここについては、ずっと議論されてきたにもかかわらず一向に改善していないので、本当に真剣に仕組みを入れる時期に来ているのではないかと思っています。以上です。

（教育長）

はい、ありがとうございます。それでは井上委員からのご質問は、基本方針1の1と、基本方針5の38に関するところです。ご回答、いかがでしょうか。小中学校課長。

（小中学校課長）

井上委員がおっしゃるように、小・中学校の学力は全国の水準には達してないというところがあり、今後の改善が必要ですが、ここ数年はこの全国の水準にかなり近づいた状態にあると考えております。学力の状況は、少しずつではありますが、改善してきているという認識ではおります。基本方針１の成果指標2にあります無解答率は、かなり改善をしておりまして、何も書かない児童・生徒は少なくなってきています。テストに取り組んでいこうという、子どもたちの意欲はかなり向上してきているのではないかと考えています。もちろん、子どもたちの個別の状況がありますので、解答の間違え方、今後の課題等について詳細に分析を進めております。各市町村教育委員会とも共有しながら、各学校の授業改善に生かしていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。以上です。

（教育長）

教職員企画課長。

（教職員企画課長）

教職員企画課です。基本方針５の38にあります、府立学校全日制課程の教員の1人当たりの平均時間外在校等時間数ですが、416時間であったものが383時間ということで、減少傾向にあるものの、まだ時間外在校等時間が長い教員が多数いるということも事実でございます。昨年度に作成した、第２次大阪府教育振興基本計画（前期事業計画）にもとづく府立学校における働き方改革の取組みについて取りまとめましたので、この中で部活動方針の遵守に取り組んでいくことを打ち出しております。この部活動方針の遵守に向けて、すでに通知を出したところでございます。それと、この夏、時間外在校等時間が長い教員が在籍している府立学校の校長先生にお越しいただく、またはオンラインにてヒアリングをいたしました。時間外在校等時間が長くなっている原因等、現状と今後についてのお話も聞かせていただきました。その取りまとめをきちんと行い、長時間勤務の主な要因をさらに追及するとともに、部活動方針の遵守に向けた取組みをさらに進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（教育長）

はい、井上委員いかがでしょうか。

（井上委員）

ありがとうございます。ヒアリングの結果がわかったら、また教えてください。先生の数が足りないということであれば、声を上げていかないといけないのではないかと思います。

結果についてぜひ聞かせていただきたいなと思うのですが、ただ、さきほどからずっとこの教員の時間外在校等時間の原因は部活動と言われているのですが、校長先生が教員を指導しても従わない場合、教員はどうなるのですか。教員が指導を聞き流して良いということになるのでしょうか。

（教職員企画課長）

井上委員からご指摘いただいたように、校長へのヒアリングの中では、部活動を一生懸命やっている教員がいるというお話も聞かせていただきました。その中では、部活動の顧問の教員の体調面も非常に気になるというお話をしながら、いわゆる部活動方針の遵守、活動時間の短縮に向けた指導を校長がしていますので、ヒアリング中では、校長に全く従わないというコメントはありませんでした。

（井上委員）

すみません、僕は一生懸命に部活動をやっていただいていることも、とてもありがたいことだと思うのですが、部活動方針の遵守をというルールの指導がいまだに徹底されていないことは問題だと思います。なぜ教員にルールを守らせることができないのかということを質問しているのですが、なぜなのですか。

（教職員企画課長）

部活動の顧問の教員に対して、校長から部活動方針の遵守について声をかけていると思うのですが、なぜ守れないのかということに関しては、一部の教員の中には、やはり子どもたちの指導に熱心な方もいると思っております。それが部活動方針を守らなくても良いということにはならないのですが、現場では非常に熱心にご指導をいただいていることが、今回のヒアリングでもわかっているところでございます。

（井上委員）

いや、そこが違うと僕は思います。一生懸命やっていただいて本当にありがたいし、やってもらうべきことはやっていただいていいのですが、ルールですよね。部活動は何時間以内とすることが守られていなくても放置しているという状態について、管理者として指導、管理ができてないと判断されないのですか。

（教職員企画課長）

私も、ヒアリングの中で守れていないケースを把握したときには、井上委員が今言っていただいた通り、ルールですので、部活動方針の活動時間を守るように指導しております。各校長先生が色々なご事情をお話されますけれども、あくまでもルールであるので、守ってくださいということで指導を行っておりますので、その結果を見てみたいとは思っております。

（井上委員）

ずっと同じ話を4、5年続けていませんか。校長が言っても、聞かない教員がたくさんいるということですが、それは業務命令違反にならないのですか。学校の世界では、自由にやっていいのですか。

（教職員企画課長）

自由にやっていいところであるとは思いませんが、校長からも粘り強くご指導いただいていると、校長から各顧問の教員にはご指導いただいていると認識しております。

（井上委員）

校長の指導を受けている側の教員は、指導をどのように理解しているのですか。校長が「やめなさい」と言うのは、命令ではないのですか。それを無視してやっていいのですか。

（教職員企画課長）

そこは業務命令だと思っております。無視をしていいものではないと認識をしております。

（井上委員）

業務命令違反には、それなりの対処をしていかなければならないのではありませんか。対処をしていないから、このような状態がずっと続いているのではないでしょうか。

（教職員企画課長）

そのような傾向もあることから、今回、校長と直接話し、指導したところでございます。

（井上委員）

それについては、校長先生に来ていただいても、校長先生はおそらく同じことを繰り返すだけだと思います。現状は、命令ではなく「やめてください」と要請をしているような状況です。これに対しては、教育委員会の事務局から教員に指導していく等の対応をしなければならないのではと思います。かつ、評価のところで、その教員は校長という管理者の業務命令に従わないということで評価していかなければならないと思いますが、そのあたりはどうなっているのですか。普通に聞いていると、学校の教員は、校長という管理者がいても自由にやっていいとしか、僕には聞こえないのですが。

（教職員企画課長）

自由にやっていいということではないと思います。井上委員も先ほどからおっしゃられていますように、ルールは守らなければなりませんし、校長からの業務命令には従わなければならないところでございます。

教員の評価についてのご発言もありましたけれども、あくまでも各学校で校長が真摯に教員に指導していただいているというふうに認識しておりまして、指導を今後もさらにしていただけるように、今般、ヒアリングにてお願いといいますか、指導させていただいたところでございます。

（井上委員）

僕は、熱心にやっている先生を否定している訳ではないのですが、今の仕組みはずっとうまくいってないわけです。校長先生が指導しているとおっしゃっていますが、この状況は全く変わらないので、何か新しい仕組みを入れることは考えていないのですか。現状は、完全に業務命令違反ですよね。組織でいうと、「こうしてください」と言っているのにやらないということですよね。「毎日6時までしか部活動をやらないでください」と校長が指導している中で、教員にそれを守らない権限を持たせているということですよね。学校現場は、校長が管理者として機能していないものであるということを、大々的に言っているようなものですが、それでいいのでしょうか。

（教職員企画課長）

井上委員がおっしゃっている状態は、適切ではないと認識しております。ご指摘を踏まえて、さらに指導する方法を考えていきたいと考えております。

（井上委員）

ぜひ早期に固めていただきたいと思います。やはり、これは部活動の問題だけではなく、管理者の業務命令を教員が聞かなくてよい職場だということは、組織として破綻していると思います。部活動だけではなく、他のことでも同様のことが起こってくるのではないかと思うのですが、僕は、徹底的に管理すべきということを言っているのではなく、明らかに業務命令に従っていない人たちがたくさんいる現状を放置しているということについて、事務局としても仕事をしていないと一般に思われるのではないかと感じています。

それと何より、もう１点大事なことは、部活動指導をしている教員の健康状態です。教員に負荷がかかっていると思いますので、その点を考えて、早期に新しい仕組みを入れていくようにしていただきたいと思います。ぜひ目標を決めて、何かご回答いただきたいと思います。いつぐらいに回答をお願いできますか。

（教育振興室長）

教育振興室です。部活動は保健体育課で所管しておりますので、私の方から少しお話をさせていただきたいと思います。

まず部活動についてですが、学校教育活動ではありますが、必ずしも教科指導のようなものではなくて、教員の自主性といいますか、そういったものにも委ねられている活動ということで、少々グレーな部分があるというところです。その中で、委員がおっしゃった通り、長時間労働によっては本人の健康状態に課題があると思っておりまして、我々としては、色々な形を提示させていただいています。例えば、部活動指導員の配置、あるいはズレ勤（勤務時間をずらすこと）などです。部活動を長時間するときは、少しズレ勤をして、全体としての勤務時間を所定の時間内に収めていく等の制度を推奨しているところです。確かにまだ360時間を超えている部分がありまして、そこについては各校長とともにお話をしながら、教員の納得も含めた上で、減らしていかなければなりません。我々としては、いわゆる働き方改革もありますので、やっていかなければならないとは思っておりますが、一方で今申し上げたように、必ずしも命令で部活動をするという形にもなっていない部分もありますので、その辺りはバランスを取りながら進めることになろうかと思います。ただ、今おっしゃっていただいていることも、当然我々としても重く受け止めておりますので、時間外の削減に向けて、教職員の健康状態もありますので、考えていきたいというふうに考えております。

（井上委員）

わかりました。グレーな部分についてまた教えていただきたいですし、やはりグレーな部分について、これを表面化させていく必要があるのではないかと思います。校長が業務命令を出しても、部活動は教員の自主性に任せている部分があるということになれば、校長は管理できないと思います。そのグレーな部分があるからこそ、部活動の時間が増えていくというのは、もしかしたら当然のことなのかなと思います。そうすると、そのグレーな部分をどう綺麗にしていくかという点を議論していくべきかと思いますので、ぜひそのグレーな部分はどのような内容であり、何が問題になっているので、何を改善したらこれはグレーではなくなるかというのをぜひ教えていただきたいと思います。そこをなくしていかないと、この問題はおそらく5年経っても10年経って何も変わらないと思いますので、ぜひ教えてください。よろしくお願いします。

（教育振興室長）

承知しました。また整理しましてご説明をさせていただきます。

（教育長）

はい、それでは他の委員はいかがでしょうか。竹内委員。

（竹内委員）

はい、私の方から2点お尋ねしたいことがあります。1点めは基本方針1の９ですが、高等学校の新規不登校者数の千人率が高めに出ているという点です。これに対し、スクールカウンセラー等を当てて解決したいとおっしゃっていたのですけれども、不登校には、進路選択の段階でのミスマッチの問題も出ているのではないかと思いますので、スクールカウンセラー以外の、何らかの対応方針についてどのようにお考えなのかを教えていただきたいというのが１点です。

もう１点は、基本方針５の35にある教員採用試験の倍率の件です。改善しているということは非常に喜ばしく、ここ数年の努力が実ってきたのだと思います。その上で、以前、倍率を学校種別に分けて教えて欲しいということでお願いしたところ、小学校教員の倍率は下がっている傾向があると教えていただきました。小学校は、子どもたちの色々なことを形成する段階で重要なポイントですので、小学校教員の倍率を上げていくためにどのような努力を今後していかなければならないのか、私達も一緒に考えたいと思います。どのような取組みをされているか、教えていただければありがたいなと思っています。この2点、よろしくお願いいたします。

（教育長）

はい、ありがとうございます。それではこの2点について、いかがでしょうか。高等学校課長。

（高等学校課長）

ありがとうございます。高等学校課です。不登校の数が非常に多くなっていることは全国的にもそうですが、大阪は特にそれがめだっていると、高等学校において新たに不登校になった生徒の数も非常に多いということを、我々は認識しています。その中で、まずはしっかりアセスメントをしたり、あるいは色々なフォローアップをしたりするということで、とりわけ不登校の子どもたちが多い学校に、まずはＳＣ（スクールカウンセラー）を配置し、専門的な見地に立ったフォローアップを、教員が一緒にできる体制を構築することが重要という認識から行っています。昨年度に施策を行い、今後それを続けていきたいと思っています。

一方、高校で不登校となっている子どもたちには、色々なパターンがあると思っています。学校によってもその姿は違うでしょうし、同じ学校の中でもＡくんとＢくんの不登校の形は違うと思うのです。それぞれにどのように対応していけばよいのかということを、教育庁の方で、高校における不登校の現状というものを、もう少ししっかりと分析をした上で、どのような対応を行っていけばよいのか、例えば不登校特例校等、色々な形で研究を深め、できるだけ早い段階でそれをまとめあげていきたいと考えています。以上でございます。

（教育長）

はい、それではもう1点はいかがでしょうか。教職員人事課長。

（教職員人事課）

はい、教職員人事課です。校種別では、確かに小学校教員の倍率が微減といいますか、少し下がっております。先ほどお答えさせていただいたところと重なるのですが、やはり新卒者が減ってきている状況の中で、各教育大学や、教育課程もとれる大学に、大阪のよいところを説明に回り、大阪で働きたいという志願者に1人でも多く受験していただくようなＰＲに努めてまいりたいと考えております。

（教育長）

竹内委員いかがでしょうか。

（竹内委員）

はい、お答えありがとうございます。1点めの高校生の不登校に関しては、本当に色々なパターンがあると私も認識しておりますので、パターンをできるだけ早くいくつか確定し、それぞれに対しての対応策を練っていった方がよいのではないかと思います。パターンの１つとして、例えば進路指導のミスマッチがあれば、中学校と高校がよく話し合う道筋を作る等が考えられます。それから、先ほどもおっしゃっていたように、通信制や不登校特例校を増やすということを今後実現できればと思っております。

2点めの教員採用選考テストの倍率については、このように全体で倍率を示してしまうと、問題がどこにあるのかが分かりにくいので、可能であれば、今後は校種別に分けた倍率等を見せていただいて、それぞれに必要なてだてを打っていけばよいのではないかと考えておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。以上です。

（教育長）

はい、ありがとうございました。それでは続きまして森口委員お願いします。

（森口委員）

不登校の数が全国レベルで多くなっている点についてです。大阪では、基本方針１の9にある新規不登校者数が×ですが、１の７にあるCEFR　A２レベル（英検準２級相当）以上の英語力を有する府立高校３年生の割合、12の日本語指導の必要な子供たちが在籍する府立高校のうち、子どもたちの状況等を踏まえた教科指導や学校生活の支援を行っている府立高校の割合は◎ということで、学校での学びの保障という意味では、教育庁の取組みも一定の効果が上がっているように見えるのですが、てだてを必要な子どもたちに、てだてが至っているのかという点を危惧します。

また、同じページの１の10の「悩みや心配ごとがあるとき、相談する相手がいない」と回答した府立学校の子どもたちの割合も増えておりまして、これは基本方針の2豊かな心と健やかな体の育成、基本方針の4多様な主体との協働にも反映されているところになります。これに対し、資料１－14の教育行政評価審議会の結果報告を読ませていただきますと、上から4つめにある「不登校の子どもたちへの学習保障」として、指導の充実の達成のための手法として挙げられた学習指導や支援について、学びの保障だけではなく、様々な形で人間関係形成や社会的形成能力の育成と書かれているのですが、不登校に至っている子どもたちの方に問題があるという視点が、常に背景にあるように私には見えます。外来に訪れる子どもたちに医療者として接する中で、子どもたちの悩みや、不登校に至る「登校しぶり」を見ていると、とても勉強も好きで、お家でもしっかりとした考え方を持っているのに、学校に行けないという子どもたちが増えてきている現状があります。教育の学びということだけではなく、学校の環境そのものに、大きな時代の流れについて行けない何かがあるのではないかということを、医療者として思うことがあります。教育行政評価審議会の中で、学びの環境そのものに対する様々なご意見が反映される経過はあったのでしょうか。その辺りを教えていただけたらと思います。

（教育長）
高等学校課長。

（高等学校課長）

森口先生がおっしゃる学びの環境は、例えば子どもたちのアセスメント等の観点、つまり施設等の話ではなく、アセスメントという認識でよろしいですか。

（森口委員）

先ほど、委員の方からご意見があったように、不登校に関しては、アセスメント、それからスクールカウンセラーとの関係等を追跡して調査できると思いますが、不登校の子どもたちがこれほど増えているのは根本に何か要因があるのではないかという考え方を審議会の方でお持ちかということお尋ねしたかったということになります。今の時代の流れの中で、学びの環境そのものに大きく言及したお考えを審議会の方でお持ちかということについて、主な意見の一覧ではあまり見えないと思ったため、うかがいます。医療の現場等、子どもたちの悩みを聞く中で、実際に「学校そのものがしんどい」と言っている子どもたちがいます。その子どもたちをどう捉えているのかという教育者としての目線は、ここに反映されるのかということをお尋ねしたかったです。

（高等学校課長）

審議会の中で我々の受けとめとしましては、どちらかといいますと、不登校の子どもたちが存在する現状に対して我々はどのように対応していけばよいのかということが、私の受けとめとしては、中心的な話であったかと思っています。したがって、現状を打開するためにより良い接続ということで、高校においてはアセスメントをいかに実現していくのか、学びの提供をしていくのかということに主眼が置かれたと、私ども認識をしております。具体的な方策を検討していくように、という提言であったかと思っているのですが。

（森口委員）

ありがとうございます。不登校の問題は、高校で始まっていることではなく、現在、非常に低年齢化しています。小学校の高学年、中学生から不登校であった子どもたちは、ほぼ高校でも難しい状態になっています。ですので、子どもたちが学びの環境そのものに対して「非常にしんどい」という思いを抱いているのであれば、そこに一定の視点を当てた政策が今後必要なのではないかと提案いたします。なかなか回答には結びつかないと思うのですが、このような視線もお考えになっていただきたいという提案です。また何らかのご回答いただければと思います。

（教育長）

高等学校課長。

（高等学校課長）

貴重なご意見をありがとうございます。不登校については高校生になって不登校に初めてなる子もたくさんいます。しかし、その素因が、もしかしたら小中学校にあったかもしれませんし、小中学校から不登校という特性を持ったまま高校に入ってくる子もいるというのも現実です。そうしたことを踏まえると、高校は高校、小中は小中でという切り方でこの問題を受け止めるのではなくて、教育庁としては、小中高一丸となってこの問題にしっかりと取り組んでいくってことが重要だと思いますので、今後そうした観点でしっかり取り組んでいきたいと思います。

（教育長）

他はいかがでしょうか。岡部委員。

（岡部委員）

資料１－４にある到達目標の達成状況の到達目標についてです。目標を個別に見ていると問題なく感じるかもしれないのですが、目標同士を比べてみると、疑問に思うところがあります。特に疑問に感じるところは、4つめの「違いを認め合い、尊重することができる」と5つめの「多様な人々と協力し合うことができる」についてです。この２つは似た項目で、関連している内容であるにもかかわらず、「多様な人々と協力し合うことができる」は90％近くを占めているにもかかわらず、「違いを認め合い、尊重することができる」は小中学校においてはかなり低い数値となっており、高校においてはそれほど違いが出ていません。このような数値となるのは、子どもたちの状況がどうかというよりも、項目の作り方に課題があるのではないかと考えるべきだと思います。

おそらく、具体的な質問を子どもたちにこのまま聞いているわけではないと思いますので、アンケートで具体的な質問をするときに、つまり、小学生や中学生にわかりやすい内容に言い換えたときに、項目間の違いがあまりわからなくなってしまっている可能性が考えられます。そうならば、到達目標を掲げたとしても、子どもたちに対して聞きたい内容が聞けていないにもかかわらず数値だけ上がり、現実が変わっていない、あるいは現実が違うものを見てしまっているという可能性が十分にあると考えられます。

今お話ししている内容は、質問というよりも依頼です。この調査では5年間続けて質問をして、5年後に質問内容を見直すというお話だったと思うのですが、5年間この数値を調査して問題が起きないか、子どもたちにとってよいのかということを、もう一度お考えいただきたいと思います。これが本当に子どもたちのための調査になっているのか、ただ調査を増やして数値を上げていくという努力を先生たちにしてもらって、現実が変わらないということがあったら、子どもたちにも先生にも、また取りまとめをする行政にとっても、お気の毒な状況になるかと存じます。この点をどのようにお考えになるかをお伺いしたいというのが１点です。

次に２点めですが、ＳＣ（スクールカウンセラー）、ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）について、そろそろ数だけではなくて質を問う時期に来ているのではないかと思われます。実際に学校に入っているＳＣ、ＳＳＷがきちんとお仕事をされているのかどうか、教育庁ではどのような基準で評価しておられますか。積極的に導入してきたにも関わらず不登校が増えているということは、数を増やすだけではなくて質を考えなければならない時期に入っているということだと思いますので、質の面をどのように評価しているのかをそれぞれ小中学校課と高等学校課からお答えいただきたいと思います。加えて、高等学校課にはプラスしてお答えいただきたい点があります。小学校や中学校では、卒業後に中学校や高校で教育をする期間がありますが、高校の場合は卒業後、大学ではそこまでケアができない状態になりますし、就職する場合もあります。高校では自立が求められるわけですが、スクールソーシャルワーカーさんやスクールカウンセラーさんは、小中学校の場合とはどのような違いを持って対応しておられるのかという点を伺えればと思います。

次は、職業に関することです。就職後の定着率が悪いという課題が出ています。これは井上委員に伺った方がよいのかもしれませんが、大学の学生に聞いていますと、１つの会社にずっと所属するというよりも、自分に合ったところを探していくという気質が増えてきていると耳にします。ですので、１か所に3年間、5年間勤めているかではなく、職場を変えていても就業しているという状況があれば、定着していると言ってもよいのではないかと思います。そういった意味で、定着率の内容も変えていった方がよいのではないかと思うのですが、この点についてどのようにお考えかということを伺えればと思います。

最後は、先ほどの井上委員とのやり取りの中で、教育庁のお考えを、もしかしたら変えていただいた方がよいかもしれないと思うようなことがありましたので、申し上げておきます。教員は労働者ではなく専門職であるということは、ユネスコ等の機関が国際的に認めており、文科省も認めています。教員には、特別活動だけではなく教科指導においても専門職としての主体性が認められなければならないというのが世界的な状況にあります。その部分について教育庁が異なる発言をされているということはかなり問題かと思いますので、その点についてのご認識を改めていただきたいと考えます。ただ、教員には専門職としての主体性が認められなければならないとしても、井上委員がおっしゃるように、働きすぎはよくないので、自主的に、あるいは全組織的に管理をしていかなければならないところです。働きすぎに関しては、教員の意識だけではない部分、校長先生の意識だけでもない部分にも問題があるかと思います。この問題についてどうお考えかということについては、先ほど井上委員に今後、時間をかけてお答えするということでしたので、またそのときに答えていただければと思います。今の質問については、教育庁のご認識という点だけをもう一度確認させていただければと思いました。以上です。

（教育長）

はい、それでは順次回答をお願いいたします。まず到達目標の４つめと５つめが同じ内容を聞いているのではないか、5年間この到達目標を見ていってよいかという疑義の声だったかと思いますが、ご回答お願いいたします。教育総務企画課長。

（教育総務企画課）

教育総務企画課の平田です。ありがとうございます。学校種ごとに調査の方法が若干違うということと、岡部委員からご指摘あったように、全体を6つの表現に集約して、該当するものの率を算出している面がございます。今回は初年度でもあるので、到達目標が大きくぶれるということはよくないのですが、現実をしっかり反映できているかどうかという点は今後しっかり見て、適切な設問にしていくべきだと思いますので、大きくぶれないような工夫もしながら、どのような設定の質問にしていくか、各学校・所管課としっかり協議してまいりたいと考えております。

（教育長）

はい、それでは2点めのＳＣ・ＳＳＷの評価や資質につきまして、小中学校課と高等学校課と分けて説明するということでしたが、それぞれ回答いかがでしょうか。小中学校課長。

（小中学校課）

小中学校におけるＳＣ・ＳＳＷの質の担保については、特にＳＣで言いますと、服務監督は市町村にお願いしており、状況は各市町村教育委員会に把握していただいています。加えて、各市町村教育委員会には、チーフスクールカウンセラーを府で設置しており、そちらの方で域内のカウンセラーの勤務状況、あるいは相談対応等についてのご指導をいただいています。さらに、府ではスーパーバイザーも設置して全体を把握していただき、年間2回程度連絡会を開き、府の課題や、今後のスクールカウンセラーの活動について、情報共有、あるいは今後の方向性を確認し、それに従ってそれぞれのレベルで動いていただいていると思っています。

スクールソーシャルワーカーについても各市町村教育委員会で配置をしており、チーフスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーを府全域でも設定しておりますので、活動の方向性についてはしっかり確認をして、その勤務状況についても把握をしています。小中学校課は以上です。

（岡部委員）

すみません、今のご説明についてよろしいですか。

（教育長）

はい、どうぞ。

（岡部委員）

私は、スーパーバイザー制度は評価制度ではないと認識しております。カウンセリングを入れるときには必ずスーパーバイザーをつけることがルールであって、それは教育庁が評価をするときの評価基準となる制度ではないと思います。スーパーバイザーはカウンセラーを助けるために必ず必要なものであり、設置しなければならないのですが、カウンセラーを助けるための制度とカウンセラーを評価するための制度は別途切り離しておくべきだと思いますので、もし一緒の形で運用がなされているのであれば、今後、評価については、教育庁が別途しっかり対応する形で人員を入れていくとよいのではないかと思います。少なくともスーパーバイザー制度と評価制度が一緒になっているというのは、助ける制度と評価する制度が一緒になっているということですので、内容が違うかと思いました。以上です。

（教育長）

小中学校課長。

（小中学校課長）

小中学校課です。説明が不十分で大変申し訳ありません。岡部委員のおっしゃる通り、スーパーバイザー制度と評価制度は別個のもので考えております。ただ、日頃の相談対応の悩み事や学校との関係性等の悩みがスクールカウンセラーにありますので、そのスクールカウンセラーがスーパーバイザーあるいはチーフスクールカウンセラーに相談をして、状況を改善していくということはあるかと思っていますので、そのような意味でスーパーバイザー制度を設けているということがあります。実際の勤務評価自体は、所属校の校長を通じ、あるいは市町村教育委員会にしていただいていますので、そこは切り離しております。申し訳ありませんでした。

（教育長）

高等学校課長。

（高等学校課長）

高等学校課です。評価という観点で、具体的に点数を付けるということができているかどうかといえばできてはいない、していないというというところです。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが１年間勤めて、また新しい1年を迎えるにあたって、面接試験を受けていただいて、改めて毎年雇用をしている中で、質を一定程度確認するとともに、質の担保という点では研修をさせていただいているというのが実態ではあります。ただ、最初にある、先生の懸念のスタート地点として、雇用すべき人が増えていく現状がある中で、我々としてどのようにして質を担保していくのかという部分については、研究を深めていきたいと思います。

それから、高校に追加でご質問いただいた、子どもたちが高校を出て就職をしたり大学に行ったりということで、子どもたちが社会に出ることや自立するためのＳＣの役割、活動についてです。課題の多い生徒たちに対して、各学校においてはＳＣに来ていただいたときに支援会議、ケース会議を開くことを高等学校課では義務付けております。会議の中でＳＣが気になる子どもについて中心的な意見を述べ、教師、あるいはキャリアカウンセラーと議論を一緒にしていただく中で、子ども1人1人に対してどのように対応を進めたらよいのか、色々とアドバイスをもらっています。スクールカウンセラーには、大きな役割を担っていただいているものと認識をしています。以上でございます。

（教育長）

はい、それでは、次に就職定着率の考え方について、子ども・学生のニーズや、世の中の考え方の変化を踏まえて、教育庁としてどのように捉えているのかというご質問はいかがでしょうか。就職定着率のところです。高等学校課長。

（高等学校課長）

就職定着率については、実態として、今の数字がどれぐらいになっているのか、どこまでの段階でどう定着しているのかについて、すべて追跡することは、なかなか難しいという現状があります。全体像というものをはかりきれているかについては、なかなか難しい状況にはあると思っています。

ただ、キャリアアップという考え方の中では、ただ単に卒業のときだけにメッセージを送るのではなくて、雇用される、辞めてステップアップするという考え方も含めて、自分自身を考えさせるということを、時間をかけてキャリア教育というものをしっかりと行っています。十分な答えにはなっていないのですが、実際にどの程度離職しているのかということが完全に把握はできてない現状があるということは認識し、事実であると思っています。

（教育長）

教育振興室室長。

（教育振興室長）

教育振興室の仲谷です。岡部委員がご指摘の通り、いわゆるキャリアアップということでの転職というのは、我々としてもよいことだと思っています。ただ、今問題になっているのは、やはりミスマッチです。特に、半年等の期間で辞めてしまうという子どもたちについては問題視しておりまして、一概に転職といっても、キャリアアップの転職、仕事が合わないということで辞めていってしまう転職がありますので、後者については、当然改善をしていく必要があると我々としては理解をしております。以上です。

（教育長）

それでは、最後に、教員の高度な専門性を鑑みて実践を最大限に尊重するという文科省の意見や、ＯＥＣＤ等の国の状況を踏まえ、岡部委員から再度認識をというご質問をいただいた点についていかがでしょうか。仲谷教育振興室長。

（教育振興室長）

岡部委員がご指摘の通り、やはり教員については専門性がありますし、例えば授業についても、その専門性を最大限生かしてやっていただくということで、一定の裁量というのは十分あると思っております。その中で、教育活動として部活動もあるのではないかと思っておりますが、先ほど申し上げた、ちょっとグレーな部分も含め、どこまでがいわゆる処分命令を出せるのかということも含め、我々としても整理をさせていただき、またお示しをさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（教育長）

岡部委員、いかがでしょうか。

（岡部委員）

はい、ありがとうございます。グレーの部分とおっしゃるのであれば、部活動をしたい教員だけではなく、子どもたちのために誰かが責任を持たないといけないからということで、全く自分がやったこともないクラブ活動の指導顧問になっておられる先生方もいらっしゃると思うので、そういったものもグレーとして含んでいただいて、対応すべき事項のなかにとりあげていっていただければと思います。以上です。

（教育長）

はい、ありがとうございます。それでは他にはいかがでしょうか。はい、中井委員。

（中井委員）

１点だけ、基本方針1の6のCEFR　A1レベル（英検３級相当）以上の語学力を有する公立中学校３年生の割合、7のCFER　A２レベル（英検準２級相当）以上の英語力を有する府立高校３年生の割合について、お礼を申し上げたいと思います。英語の学力が年々確実に向上していることは素晴らしいことだと思いますので、更なる向上をめざしていただきたいと思います。この子たちが生きていくグローバル社会では、コミュニケーションツールとしての英語は必須であり、力を伸ばす方法も色々あると思います。やはりコミュニケーションですから、外国人の方と話せる機会をもっと増やしていくような政策をどんどん打っていただきたいなと思います。中国でも、小学校・中学校・高校と子どもたちを海外に行かせて、英語の研修することを、僕は見たこともあります。お金はかかりますし、なかなかすぐにはできないことではありますが、子どもたちを海外にどんどん行かせる、海外からの方と色々コミュニケーションする場を作る等、もっと色々な角度から考えていただいて、更なる取組みをよろしくお願いします。これは本当にありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。以上です。

（教育長）

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、議題1につきまして原案通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。それでは賛成多数でありますので、原案通り決定をいたします。

【採決の結果】賛成多数により、原案どおり決定した。

（賛成者：教育長、中井委員、井上委員、岡部委員、竹内委員、森口委員）

◎議題２　大阪府立学校条例及び府立高等学校再編整備計画に基づく令和６年度実施対象校（案）について

【趣旨説明（高校改革課長）】標記について、別紙のとおり方針を示し周知を行うことを決定する。その上で、様々な意見を踏まえ、令和６年11月の教育委員会会議において最終決定する。

【質疑応答】

（教育長）

ただいまの説明につきましてご質問ご意見あわせて挙手をお願いいたします。森口委員。

（森口委員）

募集停止をする学校についてですが、大正白稜高校は平成30年に統合整備した上で現在に至っているという点は、教育委員としてはショッキングかと思っております。統合整備をする際に、5年後、10年後の行政区の中学校卒業者数の減少を、しっかりと見た上で2校の統合整備がされてきたのか、当時の予想と現状とがどれぐらい乖離しているのか、どのように分析されているのかを１つ教えていただきたいと思います。

2点めは、普通教育を主体とする学校の改編についてです。春日丘高校、狭山高校とも、目的を持った前向きな改編であろうと思います。ただ、このような学校においても、地域の人口減少、中学校卒業者数の減少も明らかです。その中で、地域の小中学校に通い、その領域の府立高校に入ってくる子どもたちしか学べない、非常に有意義な学びに繋がっていくだろうと思います。府では地域の市町村教育委員会とどれぐらい連携をとられているのか、また市町村教育委員会に対し府立高校としてどのようにアピールをされているのか、この2点についてお知らせいただきたいと思います。

（教育長）

はい、それでは2点につきましていかがでしょうか。高校改革課長。

（高校改革課長）

大正白稜高校につきましては、ご指摘の通り、平成30年度に大正高校と泉尾高校の2校を機能統合して整備した高校です。その時点において、地域の子どもの数がある程度減っていくことは分かっていたのですが、2校とも閉じることはおそらく選択肢としては存在しなかったと思います。この２つの学校を１つにして、色々な系列やリーディングスキルの取組みを進めて、学校として頑張っていこうという取組みは続けていたのですが、結果的に、その後6年連続で定員割れということと、先ほどの表にもありました通り、今年度の入学者が74人と、他の小規模校と比べても非常に顕著という状況になっていることから、今回は対象とさせていただきました。

（森口委員）

ありがとうございます。その乖離について、当初からどのような分析をされていたのかというあたりをうかがえますか。２校を統合してこのような学校をつくることは目標としてはよいのですが、目標に至る分析をきちんとなされたのか教えていただきたいと思います。

（教育長）

高校改革課長。

（高校改革課長）

その当時、5年後、10年後どうなるかという分析がしっかりされていたかというと、なかなかそうならなかったということになります。もちろん、定員を決めて、定員を満たすように学校として取組みを続けてきたのですが。

（教育長）

2点めの、市町村教育委員会との連携についてはいかがでしょうか。高等学校課長。

（高等学校課長）

ご指摘のように、例えば狭山地域であれば、やはり狭山高校・大阪狭山市との連携が１つのテーマに当然なってきます。大阪狭山市内には小中学校が10校あるのですが、全校で地域学習がずっと実施をされています。大阪狭山市としては、高校でそれを続けて、小中高という一連の学びの形ができればと思っています。我々としては、地域をテーマにして、今までにない普通科、探究学習ができる普通科を作りたいと思っているので、力を合わせて、大阪狭山市という軸のもとでやっていけるようにしていきたいと思っています。今日初めてご披露させてもらう案ではあるのですが、案をお認めいただけるのであれば、狭山高校に通ってくる生徒たち、関係の周りの市町村を含めてしっかりとアナウンスをしていきたいと思います。

（教育長）

森口委員いかがでしょうか。

（森口委員）

ご説明ありがとうございます。再編整備に関しては、これからも府内で続いていくことですので、まず分析を丁寧にしていくことを、今後も課題として持っていただけたらと思います。

また、普通科の方のお話は非常に希望あふれるお話ですので、ぜひとも進めていただけたらと思っております。ご説明ありがとうございました。

（教育長）

はい、それでは竹内委員、続きましてお願いします。

（竹内委員）

1点めは先ほど森口委員がおっしゃった件です。私は単なる感想という形にとどめさせていただきたいと思いますが、再編した高校を短期間で廃校にすることになってしまったことは、私たちとしても重い責任を感じなければならないと思います。今後議論する際には、先の予測について、もう少し厳しく見ていかなければなりません。せっかく作った学校をまた閉じてしまうことになるのは問題があると感じましたので、自分自身も含めて、真剣に、引き締めて見ていきたいと思います。もちろんこれまでも真剣に見ているのですが、考え方を変えていかなければと思いました。これは感想としての発言です。

2点めは、普通科の改編の件です。春日丘高校の改編の内容を見ますと、非常に多様な、とても魅力あふれる内容になっているのですが、これだけ多様なことを１つの高校が行っていくには、先生方の研修を充実させていったり、かなりの支援が必要になると考えます。また、これだけのことをやるのであれば、狭山高校のようなコンソーシアムを作り、大学や企業と連携していくという案も出てきて然るべきだとは思うのですが、その辺りについての言及も今のところないようです。どうやってサステナビリティを持ったものにしていくかというところを、現在の計画段階でお聞きしたいということです。

私が危惧しているのは、これだけの多様性のあるものを作っていったら、それぞれの先生に責任がかかってきて、１つ１つの探究活動が個別の先生だけの責任のもとで行われてしまったり、その先生がいなくなったら企業や大学との連携ができなくなったり等、サステナビリティのないものにならないかというのが心配です。また、コンソーシアム等を作っても、そこに丸投げのような形になってしまって、高等学校側が主体性を持ってこれを管理・運営していくという姿勢が薄まるのではないかという危惧を持っています。そのあたりどのようにお考えなのかということを、お聞きしていきたいと思います。

それから、狭山高校に関しても、現在も進められているということで、実績があるので安心はしているのですが、本当に主体的に高等学校側がコンソーシアム等で動いているのか、それを監査していくシステムは存在していないように思います。コンソーシアムを作って、自動的に進んでいくだろう、うまくいくだろうというのは、希望的観測にしかすぎないので、うまくいっているかどうかを監査するシステムを作っていかないと、取組みを続けていくことができないのではないか危惧しています。以上の点についてどのようにお考えなのかということ、ご意見をお聞かせいただければありがたいです。よろしくお願いします。

（教育長）

はい、それでは高等学校課長。

（高等学校課長）

先生がおっしゃっていただいた点について、継続性、サステナビリティというものについては、我々も今回非常に大きなポイントとして考えてございます。狭山高校であれ、春日丘高校であれ、一定の学びの深さといいますか、探究的な学びに対する実践は、ある程度やってきており、実績はあります。ただ、それが特定の教師にかかっていったり、学年にかかっていったりということで、持続的継続性についてはあまり考えられていないという現状があります。その中で、整理をして、取組みを制度の中でより深いものとして成功させようというのが、我々が今考えていることであります。今までやってきた取組み、さらに発展させていく取組みについては、必ずサステナブルなものであることを前提に、色々考えていきたいです。スタート地点で、サステナブルかどうかということを中心に考えていきたいと思っています。その上で、色々な教員の負担が当然出てきますので、コーディネーター等の形でプロフェッショナルな力も借りながら進めていきたいと思っています。

また、最後に、チェック機能についてです。具体的にチェックする機能とまでは捉えてはいないのですが、これが動き出した数年後には、我々教育庁の方でも、一緒に歩みを進めながら、しっかり支援をしていく必要があると思っております。以上でございます。

（教育長）

竹内委員いかがでしょうか。

（竹内委員）

ご説明ありがとうございます。この提案の段階で、そのあたりの仕組みが見えてきていないように私は思っていましたので、質問させていただきました。ご提案の内容が持続的に発展可能ならば他の学校にも広げていけるということを考えてこの改編を行うのであろうと思いますので、提案の際に、例えば1人1人の先生に負担がかからない、集団で取り扱う、つまり学校として主体性を持つ、コンソーシアムを作る、あるいはそれをチェックしていく機能を設けるといった提案を同時になさって、その上で、これを提案される方がよいのではないかと思います。今のお答えである程度分かってきましたが、そのような仕組みの説明が実施されるのは11月でしょうか。次にご説明をいただくときに、制度として取り入れられているということであれば、安心してこのまま了承という形をとれるのですが、その辺りも少しお聞かせいただけますでしょうか。

（教育長）

高等学校課長。

（高等学校課長）

はい、11月の段階までに、もう少しそのあたりを整理して、学校に対しても、府民に対しても分かりやすい形で説明させていただけたらと思います。

（教育長）

他はいかがでしょうか。井上委員。

（井上委員）

まだ先のことかもしれないのですが、保護者や生徒への説明、ＰＲの仕方について、今から考えなければならないと思います。今回の資料の文面だけを読むと、さっと理解できないと思います。どうすれば、魅力ある学校として皆様にメッセージが届くかいう点は考えておいていただきたいです。これは、先ほど竹内先生おっしゃった仕組み作りと同じレベルで考えておかないといけないことかと思います。この点は、私立の高校は非常に得意なところです。府立の高校として、しっかりと保護者・生徒に対してメッセージを伝えることを、同時に考えていかないといけないのではないかと思ったところです。

２つめは、竹内先生のお話と重なってしまうので簡潔に申し上げますが、春日丘高校について、連携してやっていくとはいえ、先生が全部できるのかという点は、かなり大変なことだと思っています。ですから、この仕組みのサポートをどのように行うかという点です。今度の11月には、仕組みをきちんと立てて、この場で議論していくことが重要と思っています。狭山高校については、こちらにはコーディネーターと明記されていますが、個人なのか企業に委託するのかわかりませんが、そういった方を雇うのであれば、その予算措置や、具体的な内容まで考えないと回っていかなのではないかと思いますので、具体的な仕組み作りが必要です。春日丘高校はコーディネーターを配置すると書かれていませんので、広範な仕組み作りを学校の先生だけで行うのは、理論的には難しいのではないかと思います。サポート体制を、教育庁でどのように行うかというところについて、具体策を検討していただきたいと思います。普通科の改編について、２校の内容は非常に魅力的な学科の改編であると思っています。ぜひ具体的に実行して、竹内先生がおっしゃったサステナビリティも継続して、ずっと続けていくような具体的な仕組みを、11月にご説明いただきたいと思っています。議論したいと思っています。以上です。

（教育長）

はい、ありがとうございました。他はいかがでしょうか。中井委員。

（中井委員）

募集を停止する学校について、やむなしと思う一方で、非常に残念に思います。地域に根ざした学校に育ってほしいという願いを持っていただけに、とても残念に思っております。再編後のフォローについて、しっかりお願いしたいと思っております。

普通科の改編はとても面白いと私は思います。これまでにも、普通科の高等学校の特色作りについて教育委員会では話をされてきて、どの学校も懸命に特色作りに取り組んでおりました。今回の改編は特色作りに繋がり、とてもいいと思います。ただ一方では、例えば竹内委員のご意見のように、実際に立ち上げていくと、大変に難しい部分はたくさんあると思います。失敗は許されないと思いますから、教育委員会の方がしっかり面倒を見ていただきたいです。学校に丸投げのような形では、大変になると思います。予算等をつけていただいて、本当に魅力ある学校に育つようにご支援をお願いします。

狭山高校に関して、実は私は大阪狭山市の市民でありまして、以前から経緯は知っております。狭山高校では、かなり前から地域と連携する取組みを始められたことも承知しております。その上での改編だと思いますので、もっと取組みが深まっていくのだろうと思うのですが、地域連携というと、何となく地域連携で就職先を見つけるというイメージを抱かれる部分があるかもしれません。狭山高校は、設立にあたって、大阪狭山市にお願いして、地域に進学校を作ろうということで作った学校であります。進学希望者もたくさんいるので、大学としっかり連携し、色々なことを勉強するということを、ぜひともお伝え願いまして、狭山高校も発展させるように、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

（教育長）

はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議題について原案通り賛成の場合は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、原案通り決定をいたします。

【採決の結果】賛成多数により、原案どおり決定した。

（賛成者：教育長、中井委員、井上委員、岡部委員、竹内委員、森口委員）

◎報告事項１　令和６年９月定例府議会提出予定の議案について

【趣旨説明（教育総務企画課長）】令和６年９月定例府議会に提出予定の、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき条例案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める件である。

〇事件議決案

１　大阪府立交野支援学校四條畷校における通学等バスの介助員の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件

〇条例案

　１　大阪府立学校条例の一部を改正する条例

　２　大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

【質疑応答】なし

◎報告事項２　大阪府学校教育審議会の答申について

【趣旨説明（教育総務企画課長）】標記について、報告する件である。

【質疑応答】

（教育長）

ただいまの説明についてご質問ございますか。挙手をお願いいたします。森口委員。

（森口委員）

資料２－２の「第2章　教育を取り巻く国の動き」にある「スクールミッションの再定義」について、府教委としてはどのように捉えておられるのか、ご説明いただきましたらありがたいです。

（教育長）

事務局いかがでしょうか。高校改革課長。

（高校改革課長）

申し訳ございません。資料２－２は概要であり、中身について記載できていないのですが、本文の答申におきましては、「スクールミッションの再定義」としまして、中央教育審議会において「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が出されております。その中で、例えば学校教育の入口から出口までの教育を一貫した体系的なものに再構成するとともに、教育活動の継続性を担保するために三つの方針としてグラデュエーションポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーをしっかり示していくことが示されていることを受け、我々の方でも、学校で方針を考え、学校作り、入学者選抜に繋げていくということで、ここに記載しております。

（森口委員）

ありがとうございます。国の定義は、かなり概念的なものとなっています。それを現場の教育に落とし込んでいくときには、教育委員会のお考えが反映されてくるのだと思います。三つの方針として挙げられている概念的なものをそのまま学校に反映させるのではなくて、子どもたち一人一人が変化していっているという現状を踏まえた上で、「スクールミッションの再定義」について、大阪府教育委員会として取り込んでいただき、お考えいただけたらと思いました。よろしくお願いいたします。

（教育長）

他はいかがでしょうか。それでは、この件につきましては、これで終了といたします。

それでは教科書採択に係る議題に入りますのでここからは竹内委員にはご退席をいただきます。

◎議題３　府立高等学校における令和７年度使用教科用図書の採択について

【趣旨説明（高等学校課長）】標記について、府立高等学校が選定した教科用図書をすべて採択する件である。

【質疑応答】なし

【採決の結果】賛成多数により、原案どおり決定した。

（賛成者：教育長、中井委員、井上委員、岡部委員、森口委員）

◎議題４　府立中学校における令和７年度使用教科用図書の採択について

【趣旨説明（高等学校課長）】標記について、府立富田林中学校、府立咲くやこの花中学校、府立水都国際中学校が選定した教科用図書をすべて採択する件である。

【質疑応答】なし

【採決の結果】賛成多数により、原案どおり決定した。

（賛成者：教育長、中井委員、井上委員、岡部委員、森口委員）

◎議題５　府立支援学校における令和７年度使用教科用図書の採択について

【趣旨説明（支援教育課長）】標記について、府立支援学校が選定した教科用図書を次のとおりすべて採択する件である。

【質疑応答】なし

【採決の結果】賛成多数により、原案どおり決定した。

（賛成者：教育長、中井委員、井上委員、岡部委員、森口委員）

７　　次回の教育委員会会議の予定について

（教育長）

それでは、次回の教育委員会会議の日程について事務局からお願いします。

（事務局）

次回会議は9月20日金曜日14時からの予定です。

（教育長）

はい、次回会議は9月20日金曜日14時からの予定です。それでは本日の会議を終了いたします。皆様お疲れ様でした。

以上